

高知大学MED i センター規則

〔令和5年3月24日〕
規則第128号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第27条第2項の規定に基づき高知大学（以下「本学」という。）に設置する高知大学MED i センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、人類が健康に生活することができる社会の実現に向けたヘルスケアイノベーションの創出につながる革新的な研究開発事業、研究成果の社会実装及び人材育成の推進並びに支援を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) ヘルスケアイノベーションの創出に資する新たなニーズ及びシーズ等の発掘に関すること。
- (2) ヘルスケアイノベーションの創出に向けた本学と企業、自治体、国、他の大学等との連携に関すること。
- (3) ヘルスケアイノベーションの創出に向けた研究開発事業の企画及び運営の支援に関すること。
- (4) センターが関与する研究開発事業における知的財産の創造及び研究成果の社会実装の支援に関すること。
- (5) ヘルスケアイノベーションを牽引する人材の育成に関すること。
- (6) センターの活動の情報発信に関すること。
- (7) その他第2条の目的を達成するために必要なセンターの業務に関すること。

(職員)

第4条 センターは、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 兼務教員
- (4) その他センター長が必要と認めた者

2 センターの教員人事については、センター長は、欠員補充の可否を学長に協議した上で、高知大学センター連絡調整会議の議を経て、発議を行うものとする。

(センター長)

第5条 センター長は、センターの業務を掌理する。

2 センター長は、学長が指名する。

3 センター長の任期は、当分の間、学長が定める。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長の業務を補佐する。

2 副センター長は、センター長が指名する。

(運営委員会)

第7条 センターに運営委員会を置き、センターの業務に関し、次に掲げる事項を審議する。

(1) 企画・戦略及び運営・評価に関する事項

(2) 中期目標・中期計画に関する事項

(3) 財務に関する事項

(4) 人事に関する事項

(5) 規則の制定・改廃に関する事項

(6) その他センターの業務に関する必要な事項

2 運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) 医学部長

(4) 次世代地域創造センター長

(5) 医学部附属病院次世代医療創造センター長

(6) 兼務教員 若干名

(7) センター長が委嘱する学外有識者 若干名

(8) その他センター長が指名する者

3 前項第6号及び第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 第2項第6号及び第7号の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 6 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 7 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。
- 8 委員長が必要と認めたときは、運営委員会に第2項に規定する者以外の者を出席させることができる。
- 9 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 10 委員が都合により委員会議に出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。
- 11 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(専門委員会)

第8条 運営委員会に、センターの業務に係る必要な事項を審議するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(秘密保持義務)

第9条 第4条第1項に規定するセンターに置く職員及び第7条第2項に規定する委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務)

第10条 センターの事務は、医学部・病院事務部総務企画課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。